（地方自治法の一部改正）

第十四条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の項中「第百三十八条第四項」の下に「（第百四十三条の十五において準用する場合を含む。）及び第百四十三条の十五」を加える。

（電波法の一部改正）

第十五条　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

附則中第十三項を削り、第十四項を第十三項とし、第十五項を第十四項とする。

（気象業務法の一部改正）

第十六条　気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「第一条の二第二項」を「第二条第二項」に、「第一条の二第三項」を「第二条第三項」に改める。

（自衛隊法の一部改正）

第十七条　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第百一条第一項中「第一条の二第二項」を「第二条第二項」に改める。

附則第五項中「第一条の二第一項」を「第二条第一項」に改める。

（電話加入権質に関する臨時特例法の一部改正）

第十八条　電話加入権質に関する臨時特例法の一部を次のように改正する。

第一条中「附則第九条第一項」を「附則第六条第一項」に、「附則第三条」を「附則第二条」に改める。

第五条第一項中「第一条の二第二項」を「第二条第二項」に改める。

第六条第二項中「附則第九条」を「附則第六条」に、「附則第三条」を「附則第二条」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第十九条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二十四の項中「又は同法第百二十二条第五項の届出」を「、同法第百二十二条第五項の届出、同法第百四十三条の二第一項の認定又は同法第百四十三条の六第八項の届出」に改める。

（日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等の一部改正）

第二十条　次に掲げる法律の規定中「第一条の二第一項」を「第二条第一項」に改める。

一　日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第八十七号）附則第七条

二　日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第一条

三　厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十二条第六項第二号

（日本電信電話株式会社法の一部改正）

第二十一条　日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律（平成九年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第二項中「第一条の二第一項」を「第二条第一項」に、「第一条の二第二項」を「第二条第二項」に、「第一条の二第三項」を「第二条第三項」に、「第二条第一項」を「第三条第一項」に改める。

（電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第二十二条　電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第五項を削る。

（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律等の一部改正）

第二十三条　次に掲げる法律の規定中「第十二条の二第四項第二号ロ」を「第十二条の二第四項第三号ロ」に改める。

一　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第十六条の二第一項

二　青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）第二条第七項

三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十八条の二第一項

（電子委任状の普及の促進に関する法律の一部改正）

第二十四条　電子委任状の普及の促進に関する法律（平成二十九年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第三号イ中「から第五号までの」を「、第三号（イ及びロに係る部分を除く。）、第四号及び第六号に掲げる」に改め、同号ロ中「又は第四号の」を「（イ及びロに係る部分を除く。）又は第四号に掲げる」に改め、同号ハ中「から第五号までの」を「、第三号（イ及びロに係る部分を除く。）、第四号又は第六号に掲げる」に改め、同号ニ中「から第五号までの」を「、第三号（イ及びロに係る部分を除く。）、第四号及び第六号に掲げる」に改め、同号ホ中「第五号の」を「第六号に掲げる」に改め、同号へ中「又は第四号の」を「（イ及びロに係る部分を除く。）又は第四号に掲げる」に改める。

（聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の一部改正）

第二十五条　聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和二年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第五十条の十一」を「第五十条の十二」に改める。

（民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第二十六条　民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第四十一条のうち電気通信事業法附則第九条第一項の改正規定中「附則第九条第一項」を「附則第六条第一項」に改める。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
法務大臣　鈴木　馨祐
財務大臣　加藤　勝信
国土交通大臣　中野　洋昌
防衛大臣　中谷　元

政　令

著作権法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年五月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百九十五号

著作権法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、著作権法の一部を改正する法律（令和五年法律第三十三号）附則第一条（第一号及び第二号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

著作権法の一部を改正する法律の施行期日は令和八年四月一日とし、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は令和七年六月一日とする。

内閣総理大臣　石破　茂
法務大臣　鈴木　馨祐
文部科学大臣　阿部　俊子
経済産業大臣　武藤　容治